

800 高等試験予備試験免除学校指定

〔「法学新報」第34巻6（389）号 大正13年6月1日〕

○高等試験予備試験免除学校指定 文部省は高等試験令第七条の資格試験及第八条の予備試験免除の範囲を拡大し去る二十二日の官報を以て左の如く発表せり

○予備試験を免除さる、学校

一、中央大学専門部（但し大正十四年三月以後の法学科本科卒業者及大正十五年三月以後の経済学科、商学科本科卒業者に限る）

二、拓殖大学

三、慶應義塾専門部

四、早稲田大学附属専門部及高等師範部（但し大正十二年三月以後の専門部政治経済科、法律科本科卒業者大正十四年三月以後の同商科本科卒業者及明治三十八年七月以後の高等師範部第一種卒業者に限る）

五、日蓮宗大学（但し明治四十五年三月以後の本科卒業者に限る）

六、明治大学専門部（但し大正十四年三月以後の商科本科卒業者及大正十五年三月以後の法科政治経済科、経済科本科卒業者に限る）

七、青山学院高等学部

八、専門学校令に依る国学院大学学部及高等師範部（但し明治四十二年七月以後の大学部第一種卒業者及明治四十二年三月以後の高等師範部第一種卒業者に限る）

九、東亜同文書院（但し大正十四年三月以後の商科卒業者に限る）

一〇、東京農業大学（但し予科の課程を履修し大正六年三月以後本科を卒業したる者に限る）

一一、関西大学専門部（但し大正十四年三月以後の本科卒業者に限る）

一二、日本大学専門部及高等師範部（但し大正十五年三月以後の専門部本科卒業者及高等師範部甲種正科卒業者に限る）

一三、専修大学専門部（但し大正十五年三月以後の本科卒業者に限る）

一四、立命館大学専門部（但し大正十四年三月以後の本科卒業者に限る）

一五、神宮皇学館（但し本科卒業者に限る）

一六、海軍機関学校、海軍計理学校及海軍兵学校（但し大正八年以前に入学したる卒業者に限る）

一七、農商務省所管水産講習所（但し明治三十三年以後に入学したる本科卒業者に限る）

一八、通信省所管商船学校（但し明治三十二年六月以後の卒業者に限る）

一九、朝鮮総督府専門学校（但し本科卒業者に限る）

二〇、台湾総督府専門学校（但し本科卒業者に限る）

二一、真宗大谷大学専門部（但し大正三年七月以後の真宗大谷大学専門部兼修科卒業者及大谷大学専門部本科卒業者に限る）

二二、龍谷大学専門部（但し大正十五年三月以後の本科卒業者に限る）

二三、法政大学専門部（但し大正十四年三月以後の商科本科卒業者及大正十五年三月以後の法律科、政治科本科卒業者に限る）

○資格試験免除の指定を受くる学校

一、中央気象台附属測候技術官養成所高等科（但し大正十二年以前に入学したる者に限る）

二、逓信省官吏練習所第一部行政科及技術科（但し大正十二年以前に入学したるものに限る）

三、元東京郵便電信学校行政科技術科及通信科

四、元通信官吏練習所行政科、技術科及郵便科

五、逓信省所管商船学校（但し明治二十九年乃至大正十二年の入学者に限る）

六、元鉄道院職員中央教習所本科（但し大正十二年以後の入学者に限る）

七、鉄道省所管教習所普通部（但大正十二年以前の入学者に限る）